

姫路市統計調査支援システム導入業務 要求水準書

1. 業務名

姫路市統計調査支援システム導入業務

2. 履行場所

姫路市役所 デジタル戦略本部 デジタル戦略室

3. 業務概要

統計法に基づく基幹統計調査を実施するにあたり、調査員情報や調査区情報を総合的、かつ、一元的に管理できる統計調査支援システムを導入する。システムの運用開始後は、運用支援を求める。

4. 履行期間

契約日 ～ 令和8年3月31日

〔システムの運用開始について〕

- ・導入するシステムは令和7年国勢調査においても使用する予定のため、令和7年7月下旬には運用開始できるようにすること。ただし、可能な限り早期に導入（利用開始）できることが望ましい。

〔システムの利用継続について〕

- ・令和8年4月1日以降は、単年度ごとのシステム保守契約を結ぶことにより、導入システムの利用を令和11年3月31日まで継続する。なお、令和10年度上半期にシステム運用状況について評価を行い、令和11年度以降の保守契約を継続するかを検討を行う。継続の判断となった場合は、引き続き単年度契約ではあるが、令和15年度までの利用継続を前提とする。システムの運用は、令和15年度末で終了する。
- ・保守契約は単年度契約であるため、その年度の予算成立を前提とする。

年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
検討内容	運用状況評価 継続可否判断									運用終了
利用期間	———	———	———●———→	———	———	———	———	———	———→	
契約種別	導入	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	
契約期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
主要調査	国勢調査	経済センサス					国勢調査	経済センサス		

5. システムの機能要件

(1) システムの保有形態について

システムは、発注者による買取式とする。システム運用開始後、導入した年度中は、発注者側の運用に対する支援を行うこと。支援は、システムの操作・設定方法についての問い合わせに対して、電話またはメールで対応できること。また、操作マニュアルを提供できること。

(2) 調査員・指導員の情報管理について

ア 調査員の次の情報を登録できること

- ・氏名 ・氏名フリガナ ・住所 ・郵便番号 ・電話番号（複数） ・性別
- ・顔写真 ・金融機関口座 ・マイナンバー確認状況 ・自治会名
- ・居住小学校区 ・調査希望小学校区 ・支払用相手方番号 ・調査従事履歴
- ・表彰履歴 ・登録状態 ・備考欄

イ 調査員の情報と次の情報との関連を持たせられること

- ・調査区 ・指導員

ウ 次の機能を有すること

- ・データ登録が必要になった場合の CSV データからの一括登録
- ・新規登録する際の調査員管理用番号の自動採番（管理用番号は7桁とする）
重複をさせない工夫
- ・国から提供される調査員証への顔写真の印刷
- ・設定している調査で調査区を割り当てている調査員への従事履歴の一括登録
- ・調査員一覧、名簿、年齢集計等の搭載データの出力

(3) 報酬計算について

- ・調査員、指導員の報酬を総務省が示す積算式に基づいて計算できること
- ・報酬計算結果を基に、振込用データを全国銀行協会専用フォーマット（テキスト形式）
により作成できること

(4) 調査区の管理について

- ・国勢調査等で登録した調査区データを他の統計調査にも対応させて利用できること
- ・人口、世帯数、事業所数等の調査区の属性情報を画面上に表示できること
- ・住民基本台帳からの人口、世帯数の取り込みができること
- ・調査員配布用の地図印刷、要図印刷ができること
- ・単位区、調査区の図形編集ができること
- ・調査区の範囲内や境界を着色表示できること
- ・地図の拡大、縮小、任意方向への移動を滑らかにスクロールして表示できること
- ・住所から調査区を検索できること
- ・地図上へ調査区番号を表示できること
- ・背景地図に株式会社ゼンリン等の表札情報を持った電子住宅地図を取り込んで使用できること
- ・総務省貸与データ（調査区設定時の「基本単位区境界データ」及び背景として用いる「デジタル地図」）をシステムに取り込み背景住宅地図データと重ね合わせられること

(5) 調査員の割り当て

- ・調査員の自宅の位置を地図上に調査員名とともに表示できること
- ・調査員1名に対して2つ以上の調査区を登録できること
- ・複数の調査を同時に実施できること

(6) セキュリティについて

- ・ログイン ID、パスワード設定をできること
- ・ユーザーごとに使用できるシステムの機能を制限できること
- ・データのバックアップをできること

6. システム使用に関する要件

(1) 使用形態

ア 少なくとも5人分のユーザー登録ができるものとし、その5ユーザーが同時に使用できること。なお、人事異動等により担当者が替わる場合にはユーザーの変更ができること。

イ 各ユーザーに割り当てられた業務用ノートパソコンで使用できること

<参考>

業務用ノートパソコンの性能は次のものとなる

OS：Microsoft Windows 10 及び 11 Pro (64bit 版)

CPU：Intel Core i5 、 メモリー：8GB 、 DISK：128GB 以上 (SSD) 、

Office バージョン：Office 2016 32bit 及び Office 2021 32bit

ウイルス対策ソフト：Microsoft Windows Defender

【注】

Office については、令和7年秋頃に Microsoft365 (64bit) へ移行となる。

(2) システム構築について

ア サーバー上にシステムを構築する必要がある場合

本市が提供する仮想サーバー（仮想化統合基盤）に構築するものとする。仮想サーバーの性能は次のものとなる。

対 象	要 件	説明、その他の条件等
ハイパーバイザー	Windows Server 2019 Hyper-V	—
OS	Windows Server 2022	市が提供する左記のものを使用できる。
ウイルス除去・検出	Microsoft Endpoint Configuration Manager及びWindows Defender	市が提供するドメインに参加する場合は市が提供する左記のものを使用でき、左記のもののウイルスパターンファイルの更新、パッチ適用等も市にて実施する。 市が提供するドメインに参加しない場合又は左記のものを使用しない場合は、受託者がウイルス除去・検出ができる製品を用意し、ウイルスパターンファイルの更新、パッチ適用等も実施すること。
システム監視	System Center Operations Manager 2019 Agent	市が提供するドメインに参加する場合は市が提供する左記のものを使用でき、左記のもののパッチ適用等も市にて実施する。 市が提供するドメインに参加しない場合又は左記のものを使用しない場合は、受託者がシステム監視ができる製品を用意し、パッチ適用等も実施すること。
データバックアップ	仮想化統合基盤の機能でバックアップ可能。	設定した時間までに仮想化統合基盤上の決められたディスクにバックアップファイルを出力すること。
システムフルバックアップ	仮想化統合基盤の機能でバックアップ可能。	仮想化統合基盤運用業者と調整すること。

市の提供する性能は上表のとおりであるが、システムが必要とする性能についても提示すること。

イ サーバー上にシステムを構築する必要がなく、データベース等のファイルを共有するのみの場合

サーバー構築する必要がなく、データベース等のファイル（エクセル、CSV、アクセス等）を保存するのみの場合、本市の指定する共有ファイルサーバー上にファイルを格納すること。

ウ その他

- ・クラウドサービスは想定していない
- ・情報の共有は、アのサーバー上に構築したシステム経由、または、イの共有ファイルサーバー経由のみとし、業務用端末間での情報共有はできないものとする。
- ・データベース等を構築する必要がある場合は、アでの対応とする。

（３）導入翌年度以降の運用保守について

ア 各年度に実施される基幹統計調査への使用に対する運用支援を行うこと。

システムを使用する基幹統計調査は次のものである。

- ・住宅・土地統計調査
- ・就業構造基本調査
- ・労働力調査
- ・社会生活基本調査
- ・全国家計構造調査
- ・家計調査
- ・毎月勤労統計調査
- ・国民生活基礎調査

なお、これらの調査に対しては、調査員情報の参照、調査員宅を地図上に表示しての調査区への割り当て検討、国勢調査で作成した地図情報の出力等が、主な使用用途となる。

イ システムの障害対応へのソフトウェアの更新（パッチ適用等）が生じた際、また、国の調査手法の変更等によりシステム改修が生じた際の対応については、保守の業務内で行うこと。

ウ 機能拡張等のバージョンアップ、また、バージョンアップでは対応できない変更が必要になる場合には、別途協議を行うこととする。

エ システムを使用する業務用ノートパソコンの交換等によりシステムの再セットアップが必要になる場合には、保守の業務範囲内で対応すること。

７．システム導入に際しての参考数値

（１）Microsoft Access で現在管理している情報の移行規模

移行内容	件 数	１件あたりの項目
調査員情報	約 1,400 人	38 項目
調査員の調査歴情報	約 13,250 件	5 項目
調査員の表彰歴情報	約 1,050 件	5 項目
交通手段情報	6 件	2 項目
金融機関情報	約 550 件	9 項目
預金種別情報	4 件	2 項目

小学校区情報	71 件	3 項目
職業情報	10 件	2 項目
調査名情報	50 件	7 項目
登録経路情報	9 件	2 項目
登録状況情報	13 件	2 項目
表彰種別情報	25 件	2 項目
県調査情報	約 210 件	8 項目

(2) 国勢調査において設定が必要な調査区数

約 5 0 0 0

(3) 追加登録が必要となる調査員情報

国勢調査年ごとに約 3 0 0 0 人分。国勢調査年以外は、毎年約 1 0 人分。

(4) 事業費（受託希望金額）算定に際して含める使用料

ア G I S ソフトライセンス料

イ 住宅地図情報の使用料

ウ 印刷して使用する際の地図複製利用料

印刷は A 3 判で次の数量を想定すること

- ・ 国勢調査年：6, 3 0 0 枚
- ・ 国勢調査年以外：1, 4 0 0 枚

8. システムのデータ移行に関して受託者が行うべき業務

ア 総務省貸与データ（調査区設定時の「基本単位区境界データ」及び背景として用いる「デジタル地図」）のシステムへの導入及び背景地図との重ね合わせ作業

イ Microsoft Access で本市が現在管理している情報の移行作業。なお、導入するシステムでは入力必須項目でありながら、本市からの移行データにその項目がない場合は、市の指示に基づき受託者側で不足データを入力すること。

ウ 令和 1 1 年度以降の保守契約を継続しないとの判断となった場合、また、令和 1 5 年度末でシステムの運用を終了する際など、データの引継ぎが生じる際には、データの抽出に協力すること。